薬生食基発 0624 第1号 薬生食監発 0624 第1号 令和3年6月24日

 各
 都 道 府 県

 保健所設置市
 衛生主管部(局)長 殿

 特 別 区

厚生労働省医薬・生活衛生局食品基準審査課長 (公 印 省 略 厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課長 (公 印 省 略)

「食品中の食品添加物分析法」の改正について

標記分析法については、「食品中の食品添加物分析法について」(平成12 年3月30日付け衛化第15号厚生省生活衛生局食品化学課長通知)の別添「第 2版 食品中の食品添加物分析法」により定めているところです。

今般、科学的知見に基づき見直しを行い、「第2版 食品中の食品添加物分 析法」を下記のとおり改正したので、関係者への周知方よろしくお願いしま す。

記

1 添加物分析法各条に別添1の「三二酸化鉄」の分析法を加える。また、参 照分析法の「三二酸化鉄」を削除する。

- 2 添加物分析法各条の「ミョウバン類」の名称を「硫酸アルミニウムアンモニウム及び硫酸アルミニウムカリウム」に改めるとともに、「Lーアスコルビン酸パルミチン酸エステル及びLーアスコルビン酸ステアリン酸エステル」、「グルコン酸第一鉄」、「二酸化チタン」、「硫酸アルミニウムアンモニウム及び硫酸アルミニウムカリウム」、「過酸化ベンゾイル」及び「鉄化合物」の分析法について、別添2のとおり改める。
- 3 添加物分析法各条の「二酸化硫黄及び亜硫酸塩類」の対象とする添加物に 「亜硫酸水素アンモニウム水」を加える。その他、別添3のとおり所要の改 正を行う。また、主要な改正箇所を新旧対照表として別紙に示した。
- 4 本通知は、令和3年6月24日から適用すること。ただし、令和4年6月23日までの間は、なお従前の例によることができる。